

大田区手数料条例の一部を改正する条例について
(長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の改正に伴う改正)

1 改正の背景

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号。以下「改正法」という。）が施行されることに伴い、「長期優良住宅型総合設計制度」に係る許可申請手数料について、規定を整備する。

2 改正法の改正概要

長期優良住宅の認定を受けた建築物について、用途地域ごとに政令で定める規模以上の敷地面積を有し、市街地の環境の改善に資するものについて、特定行政庁の許可により容積率制限を緩和できる「長期優良住宅型総合設計制度」が創設された。

3 大田区手数料条例の一部改正について

別表第1の106の7の項の次に次のように加える。

106 の 8	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定に基づく住宅の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例 許可申請手数料 160,000円	許可申請のとき
---------------	--	--	---------

4 施行日

公布の日からとする。

大田区手数料条例（昭和 32 年条例第 24 号）新旧対照表

新				旧			
別表第 1（第 2 条関係）				別表第 1（第 2 条関係）			
106	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）第 18 条第 1 項の規定に基づく住宅の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料	許可申請のものとす	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
		160,000 円					
備考 規格は、日本産業規格とする。				備考 規格は、日本産業規格とする。			

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。